三十二　情報システム（港湾空港部の所掌に属するものを除く。第三十六条の二第二項第四号及び第七十九条の三第六号において同じ。）の整備及び管理に関すること。

（技術調整管理官）

第二十八条　（略）

２　（略）

３　東北地方整備局及び四国地方整備局の技術調整管理官は、前項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を整理する。

一・二　（略）

（技術開発調整官）

第二十九条　（略）

２　技術開発調整官は、地方整備局の行う入札及び契約に係る審査、企画及び立案、調整並びに苦情の処理に関する事務のうち技術的事項に係るもの（港湾空港部の所掌に属するものを除く。）並びに直轄事業に関する技術に関する研究及び開発についての企画及び立案並びに調整に関する事務（建設情報・施工高度化技術調整官が整理するものを除き、関東地方整備局にあっては電気情報技術高度化調整官が整理するものを除く。）を整理する。

（工事品質調整官）

第三十一条　企画部（東北地方整備局及び四国地方整備局を除く。）に、工事品質調整官一人を置く。

２　工事品質調整官は、次に掲げる事務を整理する。

一・二　（略）

三　公共工事に係る土木技術者の養成に関する事務（建設情報・施工高度化技術調整官が整理するものを除き、関東地方整備局にあっては電気情報技術高度化調整官が整理するものを除く。）及び土木技術の向上に関する事務に関すること。

（建設情報・施工高度化技術調整官）

第三十六条　企画部に、建設情報・施工高度化技術調整官一人を置く。

２　（略）

（電気情報技術高度化調整官）

第三十六条の二　関東地方整備局の企画部に、電気情報技術高度化調整官一人を置く。

２　電気情報技術高度化調整官は、次に掲げる事務を整理する。

一　直轄事業に関する技術及び管理の改善に関する事務のうち、エネルギーの使用の合理化に関する事務であって、二以上の部に共通するものに関すること。

二　直轄事業に関する技術に関する研究及び開発についての企画及び立案並びに調整のうち、エネルギーの使用の合理化に関すること。

三　公共事業に係る土木技術者の養成に関することのうち、エネルギーの使用の合理化に関すること。

四　電気通信施設の整備計画並びに情報システムの整備及び管理に係る企画及び立案並びに調整に関すること。

（港湾危機管理官）

第五十五条の五　（略）

２　港湾危機管理官は、命を受けて、港湾空港部の所掌に係る危機管理に関する事務のうち港湾保安管理官の所掌に属するもの又は重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、事業継続計画官の所掌に属するものを除く。）を整理する。

三十二　情報システム（港湾空港部の所掌に属するものを除く。第三十六条の二第二項及び第七十九条の三第六号において同じ。）の整備及び管理に関すること。

（技術調整管理官）

第二十八条　（略）

２　（略）

３　東北地方整備局の技術調整管理官は、前項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を整理する。

一・二　（略）

（技術開発調整官）

第二十九条　（略）

２　技術開発調整官は、地方整備局の行う入札及び契約に係る審査、企画及び立案、調整並びに苦情の処理に関する事務のうち技術的事項に係るもの（港湾空港部の所掌に属するものを除く。）並びに直轄事業に関する技術に関する研究及び開発についての企画及び立案並びに調整に関する事務（建設情報・施工高度化技術調整官の所掌に属するものを除く。）を整理する。

（工事品質調整官）

第三十一条　企画部（東北地方整備局及び九州地方整備局を除く。）に、工事品質調整官一人を置く。

２　工事品質調整官は、次に掲げる事務を整理する。

一・二　（略）

三　公共工事に係る土木技術者の養成に関する事務（建設情報・施工高度化技術調整官の所掌に属するものを除く。）及び土木技術の向上に関する事務に関すること。

（建設情報・施工高度化技術調整官）

第三十六条　企画部（北陸地方整備局及び四国地方整備局を除く。）に、建設情報・施工高度化技術調整官一人を置く。

２　（略）

第三十六条の二　削除

（港湾危機管理官）

第五十五条の五　（略）

２　港湾危機管理官は、命を受けて、港湾空港部の所掌に係る危機管理に関する事務のうち港湾保安管理官の所掌に属するもの又は重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、事業継続計画官の所掌に属するものを除く。）を整理する。